

第三次熊本市子ども読書活動推進計画

熊本市教育委員会

目 次

◆第1章 策定の趣旨	2
1 計画策定の背景	
2 第二次計画の成果と課題	
(1) 4つの基本方針ごとの主な取り組み	
(2) 成果	
(3) 課題	
◆第2章 計画の基本的な考え方	9
1 基本的事項	
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画の策定経過	
(3) 計画の期間	
(4) 計画の対象	
2 基本理念	
3 計画がめざす姿	
4 第三次計画の成果指標と達成目標	
5 基本方針	
6 子どもの読書活動推進体制	
(1) 熊本市子ども読書活動推進会議の設置	
(2) 熊本県立図書館や近隣市町等との連携・協力	
◆第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み	13
[計画の体系図]	
1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進	
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	
2 学校図書館と市立図書館等の機能充実	
(1) 学校図書館の機能充実	
(2) 市立図書館等の機能充実	
3 市民協働による子どもの読書活動の推進	
(1) 市民協働による推進	
4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進	
(1) 広報・啓発活動の推進	
◆参考指標一覧	26
◆資料	27

第1章 策定の趣旨

1 計画策定の背景

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

子どもは本との出会いにより、実生活では体験することのできない冒険に心躍らせたり、科学や歴史、社会等への関心が深まるなど、未来をたくましく切り拓くための活力の源となります。

しかし、子どもたちを取り巻く社会は、インターネットや携帯電話等の様々な情報機器の発達・普及により、機器に触れるだけで、誰でも簡単に様々な情報を入手でき、いつでもどこでもゲームやSNS(※1)を利用できる環境にあります。

このような環境の中で、子どもたちの読書への関心が薄れ、読書離れが進むことが懸念されています。

平成13年、国において「子どもの読書活動推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、施策の基本的な方向性と具体的な方策を示した「子どもの読書活動に関する基本的な計画」(平成14年8月[第一次計画]、平成20年3月[第二次計画]、平成25年5月[第三次計画])が策定されました。

また、図書館法の一部改正(平成20年)を反映した「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正(平成24年)や、「学校司書」についての規定を加える学校図書館法の一部改正(平成26年)を行うなど、子どもの読書活動に関連する法制上の整備も進められ、国を挙げて子どもの読書活動が推進されています。

本市においては、平成17年に「熊本市子ども読書活動推進計画」(平成17年度～21年度)(以下、「第一次計画」という。)、平成22年に「第二次熊本市子ども読書活動推進計画」(平成22年度～26年度)(以下、「第二次計画」という。)を策定し、子どもの読書活動を推進するため、家庭、地域、学校、行政が連携協力しながら様々な取り組みを行っていますが、第二次計画の期間が、平成27年3月をもって満了となります。

そこで、これまでの成果と課題を検証するとともに「熊本市第6次総合計画」や「熊本市教育振興基本計画」、「熊本市生涯学習指針～「わくわく学習都市くまもと」の実現を目指して～」等を踏まえ、今後、5年間にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにする「第三次熊本市子ども読書活動推進計画」(平成27年度～31年度)(以下「第三次計画」という。)を策定するものです。

(※1) SNS

LINE、FaceBook、Twitter等、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のウェブサイトのこと。

2 第二次計画（平成22年度～平成26年度）の成果と課題

第二次計画では、4つの基本方針を設定し施策を推進しました。

（1）4つの基本方針ごとの主な取り組み

基本方針1「家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進」

家庭をはじめ、地域や学校などにおいて、様々な機会をとらえ、読み聞かせや読書の時間など、継続的な読書活動の場をすることにより、子どもたちが自然に読書に親しむきっかけづくりと読書習慣の基礎づくりを進めました。

（家庭における子どもの読書活動の推進）

- ・乳幼児向けの良書を紹介した冊子「このほんよんで」の作成・配布
- ・子育て支援センター等への「このほんよんで」掲載絵本の配置
- ・小学校低学年向けの良書を紹介した冊子「としょかんへおいでよ」の作成・配布（小学校1年生）

（地域における子どもの読書活動の推進）

- ・各年齢層向けのおはなし会・紙芝居・人形劇等の多様な行事の開催（図書館）
- ・身近な場所でのおはなし会等の行事の開催（公民館図書室）
- ・読書感想文コンクール指定図書の展示、おすすめ本の紹介（図書館・公民館図書室）

（学校等における子どもの読書活動の推進）

- ・朝の読書等の読書を習慣づける活動
- ・各学校での必読書や推薦図書の設定
- ・学校図書館司書業務補助員を対象にした研修や図書主任会の開催
- ・保育園・幼稚園でのおはなし会の開催

基本方針 2 : 「学校図書館と市立図書館等の機能充実」

市立図書館等の豊富な図書資料や人的資源を有効に活用するとともに、子どもたちにとって身近な読書活動の拠点となる学校図書館や市立図書館の機能強化により、子どもたちの豊かな読書環境の確保に取り組みました。

(学校図書館の機能充実)

- ・学校図書館図書標準(※1)達成に向けた図書購入
- ・新聞、子ども新聞の配置
- ・司書業務補助員の配置
- ・学校図書館へのエアコンの設置
- ・図書物流システムによる学校図書館・市立図書館の図書資源の共有
- ・子ども読書活動推進ホームページによる各学校での取り組み事例等の紹介
- ・学校図書館支援センターによる学校図書館へのシステム操作、配架、レイアウト等の助言
- ・「としょかんへおいでよ」掲載図書の学校へのセット貸出

(市立図書館等の機能充実)

- ・市立図書館、分館、プラザ図書館、公民館図書室の児童書の充実
- ・市立図書館に子どもカウンターを設置し、読書相談、おはなし会等の活動を支援
- ・くまもと森都心プラザ図書館（平成 23 年 10 月開館）に子どもカウンターやおはなしの部屋を設置し、子どもが読書に親しみやすい環境を整備
- ・城南図書館（平成 26 年 3 月開館）は、児童館を併設した図書館として児童書を充実させ、おはなしコーナーを設置し、子どもの読書環境を整備

(※1)学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定したもので、小学校、中学校、特別支援学校の学級数に応じて標準の蔵書冊数が示されている。

基本方針3：「民間団体等との連携・協力による子どもの読書活動の推進」

子どもの読書活動を推進している民間団体等と連携・協力し、地域活動のネットワークづくりに取り組むなど、市民協働による子どもの読書活動に取り組んできました。

(民間団体等との連携・協力の推進)

- ・ボランティアと連携・協力したおはなし会や読み聞かせ等の実施
- ・ボランティアの技術向上を目的とした勉強会・研修会の開催
- ・子育て支援センターや子育てサークル等の地域の団体が開催するおはなし会等へのボランティアの紹介
- ・地域文庫(※1)等への団体貸出
- ・学校支援ボランティア(※2)による読み聞かせやブックトーク(※3)の開催、学校図書館の飾りつけ、図書の修理

基本方針4：「子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進」

「子ども読書の日(※4)」や「読書週間」を中心とした読書推進事業や、子どもたちへの様々な機会を捉えた啓発活動などを通じて、子どもから大人まで幅広い市民に対して子どもの読書活動の啓発・普及・広報に取り組んできました。

(広報・啓発活動の推進)

- ・「こどもの読書週間(※5)」に子どもを対象にした行事・イベントを開催
- ・「読書感想文コンクール」「童話発表コンクール」「調べ学習コンクール」の開催
- ・各施設の広報紙、ホームページ等による子どもに関する行事・イベント等の情報提供
- ・熊本市生涯学習情報システム「わくわく学習情報くまもと」を活用した、子どもに関する行事・イベントや地域で活動する団体の情報提供

(※1)地域文庫

自宅を開放したり団地の集会所などを借りて、子どもたちに本を貸し出したり、読み聞かせをしたりする団体及び個人のこと。

(※2)学校支援ボランティア

特色ある教育活動及び地域に開かれた学校づくりの推進のため、学校において登録を行い、学校を活動対象としてボランティア活動を行う人

(※3)ブックトーク

子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

(※4)子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、4月23日を子ども読書の日と定めた。

(※5)こどもの読書週間

4月23日～5月12日の約3週間、社団法人 読書推進運動協議会の主催で全国的に行われる年中行事

(2) 成果

従来からの取り組みを進めるとともに、第二次計画期間における新たな取り組みとして、小学校低学年向けの良書を紹介した冊子「としょかんへおいでよ」を作成し、小学校1年生への配布と掲載図書の学校へのセット貸出を開始しました。

また、学校図書館においては、新聞等を新たに配置し、市立図書館では子どもカウンターを設置しました。その他、新設した「くまもと森都心プラザ図書館」(平成23年10月開館)には、子どもカウンターやおはなしの部屋を設置し、「城南図書館」(平成26年3月開館)は、児童館を併設した図書館として児童書を充実させ、おはなしコーナーを設置するなど、子どもの読書環境の整備を進めました。

このような取り組みにより、「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合は、中学校・高等学校で増加し、1か月に1冊以上本を読んだ子どもの割合は、小学校・中学校で目標値を達成し、図書館・公民館図書室での児童書の貸出冊数や学校図書館の貸出冊数が増加するなど、読書習慣の定着には、一定の成果を上げることができました。

(3) 課題

第二次計画期間においては、1か月に1冊以上本を読んだ子どもの割合については、小学校・中学校・高等学校と学校段階が進むにつれて低くなる傾向は、改善が見られませんでした。

また、休みの日に読書をする高校生が減少し、一斉読書活動、推薦図書等の取り組みが行われていない学校や学校単位で見た学校図書館図書標準を達成していない学校があります。市立図書館では、おはなしボランティアの登録者数は、あまり増加しませんでした。

そこで、今後は現在の取り組みを更に進めることに加え、小学校から中学校、高等学校へと持続して読書に親しむ環境の整備に取り組むとともに、ボランティアの養成や地域での活動機会の提供に積極的に取り組み、地域と一体となって読書活動を推進していく必要があります。

【成果指標】

(1) 「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合 (%) (※1)

	基準値 (H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標値	達成状況
小学校	90.5	89.8	89.7	90.1	90.5	90.3	92.0	横ばい
中学校	72.7	73.3	73.6	75.7	75.9	78.6	77.5	達成
高等学校	64.2	61.6	67.7	70.2	72.8	69.6	72.0	増加傾向

(2) 1ヶ月間に1冊以上本を読んだ子どもの割合 (%) (※1)

	基準値 (H21)	H22	H23	H24	H25	H26	目標値	達成状況
小学校	98.3	98.9	98.5	98.6	98.6	99.0	99.0	達成
中学校	84.3	82.6	83.2	84.3	83.4	85.0	85.0	達成
高等学校	48.5	57.9	53.0	49.6	51.0	42.8	60.7	減少傾向

(3) 市立図書館・公民館図書室の児童書の貸出冊数 (冊) (※2)

基準値 (H20)	H21	H22	H23	H24	H25	目標値	達成状況
769,361	916,092	1,072,579	964,236	1,198,743	1,197,890	815,000	達成

(※1)毎年9月に実施した「子どもの読書活動に関する調査」の調査結果による。

(※2)市立図書館・分館・プラザ図書館・公民館図書室等における児童書の貸出冊数の合計

【参考指標】

項目		基準値 (※1)	H26	目標値	達成状況
1 休みの日に読書をする子どもの割合 (%)	小学生	67.4 (H21)	67.8 (H26)	73.0 (H26)	横ばい
	中学生	33.9 (H21)	37.8 (H26)	40.0 (H26)	増加傾向
	高校生	25.5 (H21)	18.6 (H26)	31.0 (H26)	減少傾向
2 全校一斉読書活動実施校の割合 (%)	小学生	98.7 (H21)	97.8 (H26)	100.0 (H26)	減少傾向
	中学生	89.5 (H21)	33.3 (H26)	100.0 (H26)	減少傾向
3 学校図書館における児童・生徒一人当たりの貸出冊数 (%) (※2)	小学生	13.3 (H21)	17.8 (H26)	15.0 (H26)	達成
	中学生	3.3 (H21)	4.5 (H26)	5.0 (H26)	増加傾向
4 必読書・推薦図書を定めている学校の割合 (%)	小学校	44.4 (H21)	58.5 (H26)	100.0 (H26)	増加傾向
	中学校	44.7 (H21)	47.6 (H26)	100.0 (H26)	増加傾向
5 学校図書館図書標準に対する整備率 (%)	小学校	96.5 (H20)	107.0 (H25)	100.0 (H25)	達成
	中学校	93.1 (H20)	104.9 (H25)	100.0 (H25)	達成
6 市立図書館等、公民館図書室の児童書蔵書冊数 (冊)		318,473 (H20)	441,150 (H25)	353,000 (H25)	達成
7 図書資料の物流冊数 (冊) (※3)		132,772 (H20)	130,015 (H25)	150,000 (H25)	横ばい
8 市立図書館の団体貸出制度の利用団体数 (団体)		30 (H20)	28 (H25)	40 (H25)	横ばい
9 市立図書館のおはなしボランティア登録者数 (人)		120 (H20)	125 (H25)	170 (H25)	横ばい

(※1)参考指標の基準値について

①参考指標1～4:平成21年9月の調査結果を基準値とする。

②参考指標5～9:平成20年度末の実績を基準値とする。

(※2)学校図書館における4月～6月の3ヶ月間の個人平均貸出冊数

(※3)学校からのリクエストに応じ、市立図書館や他校の資料を貸し出す「リクエスト便」及び市立図書館が管理する物語図書のセットを学校図書館に貸し出す「物語定期便」の合計

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的事項

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「熊本市第6次総合計画」並びに「熊本市教育振興基本計画」の分野別計画に位置づけられるものです。

また、この計画の策定にあたっては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）や「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」、「熊本県子どもの読書活動の推進計画（第三次）」等を参考にするとともに、「熊本市生涯学習指針」など、関連する諸計画等と調和・連携するものとします。

(2) 計画の策定経過

この計画の策定にあたっては、平成26年6月、教育委員会事務局内にワーキンググループを設置して検討を行うとともに、熊本市子ども読書活動推進会議において協議を重ねてきました。

また、平成26年9月に学校へのアンケート調査を実施し、子どもの読書活動の現状の把握に努めるとともに、社会教育委員会、市立図書館協議会等での意見を踏まえ、素案を作成し、教育委員会会議において決定しました。

(3) 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化等を踏まえ、必要な対応を図ることとします。

(4) 計画の対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳までとします。

2 基本理念

子どもたちは、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎となる力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりしていきます。また、書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、知的探究心や真理を求める態度を培っていきます。

一方、社会が急激に変化していく中、子どもたちが、これからの社会を力強く生きていくために、読書活動などを通じて生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身につけていくことは、とても重要なことです。

そのためには、子どもの興味・関心を尊重しながら、子どもが自ら読書習慣を身につけていけるよう、社会全体で支援することが大切です。

そこで、本市では、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、関係機関、団体、事業者等が緊密に連携・協力しながら、積極的にそのための環境を整備し、豊かな感性や創造力、表現力などを備えた子どもをはぐくんでいきます。

3 計画がめざす姿

2の基本理念を踏まえ、計画がめざす姿を次のように描きます。

「子どもわくわく！ 読書の森くまもと」

家庭では、保護者などが子どもの読書活動に理解と関心をもち、子どもと一緒に本を読んでコミュニケーションを図っています。

また、地域や学校では、子どもの読書活動を支援するために様々な機関、団体、事業者等が連携し、さまざまな場所でおはなし会や絵本の読み聞かせなどを行い、子どもに本の魅力を伝えています。

このような環境の中で、子どもたちは、日頃から読書に親しみ、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを身につけています。

4 第三次計画（平成27年度～平成31年度）の成果指標と達成目標

第三次計画の施策を展開するにあたって、進捗状況や効果を把握するために、成果指標と達成目標を以下の通り設定します。

（1）「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合

第二次計画に引き続き、子どもが読書に対して前向きな考え方をもち、自主的な読書活動が進むよう、「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合を指標として定めます。

[達成目標]

(%)

	基準値 (H26)	H27	H28	H29	H30	目標値 (H31)
小学校	90.3	90.7	91.0	91.4	91.7	92.0
中学校	78.6	79.6	80.6	81.6	82.6	83.0
高等学校	69.6	70.6	71.6	72.6	73.6	74.0

（2）1か月間に1冊も本を読まない子どもの割合

国の第三次計画では、1か月間に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合を今後10年間で半減させることを目指しており、本市においても、読書習慣の定着が進むよう、「不読者」の割合を指標として定めます。

[達成目標]

(%)

	基準値 (H24)	H27	H28	H29	H30	目標値 (H31)
小学校	1.4	1.0	0.95	0.9	0.85	0.8
中学校	15.7	13.4	12.6	11.8	11.0	10.2
高等学校	50.4	42.9	40.4	37.9	35.4	32.8

※ 国の第三次計画において、平成24年度の不読率を平成34年度に半減させる目標が設定されている。そこで、本市の計画においても、平成24年度を基準値として10年後に半減させることを目標とし、平成31年度の目標値を設定。

（3）児童書の貸出冊数

読書活動が全体の数量として、どのように増大したのかを確認するため、市立図書館・分館・プラザ図書館・公民館図書室における児童書の貸出冊数の合計を指標とします。

[達成目標]

(冊)

基準値 (H25)	H26	H27	H28	H29	目標値 (H30)
1,197,890	1,210,000	1,220,000	1,230,000	1,240,000	1,250,000

5 基本方針

子どもたち自身が多くの本に出会い、読書のおもしろさ、すばらしさを発見できるような環境を作るために、次の4つを基本方針に掲げ、子どもの読書活動を推進します。

基本方針1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

家庭をはじめ、地域や学校などにおいて、様々な機会をとらえ、読み聞かせや読書の時間など、継続的な読書活動の場をすることにより、子どもたちが自然に読書に親しむきっかけづくりと読書習慣の基礎づくりを進めます。

また、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向を踏まえ、読書習慣を維持する取り組みを行います。

基本方針2 学校図書館と市立図書館等の機能充実

子どもたちにとって身近な読書活動の拠点となる学校図書館と市立図書館等の資料の充実を進め、連携を維持するとともに、子どもたちに快適な読書スペースを提供することにより、子どもたちの豊かな読書環境を確保します。

基本方針3 市民協働による子どもの読書活動の推進

ボランティアの育成や活動体制の整備を進めるとともに、地域での新たな活動機会等の提供に取り組み、市民協働による子どもの読書活動を推進します。

基本方針4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進

「子ども読書の日」や「読書週間」を中心とした読書推進事業や、子どもたちへの様々な機会を捉えた啓発活動の充実などを通じて、子どもから大人まで幅広い市民に対し読書活動への理解と協力を促します。

6 子どもの読書活動推進体制

(1) 熊本市子ども読書活動推進会議の設置

本計画を効果的に推進するために、関係各課からなる「熊本市子ども読書活動推進会議」を設置し、事業の進捗状況を把握しながら、子どもの読書活動推進事業の継続的な進行管理を行います。

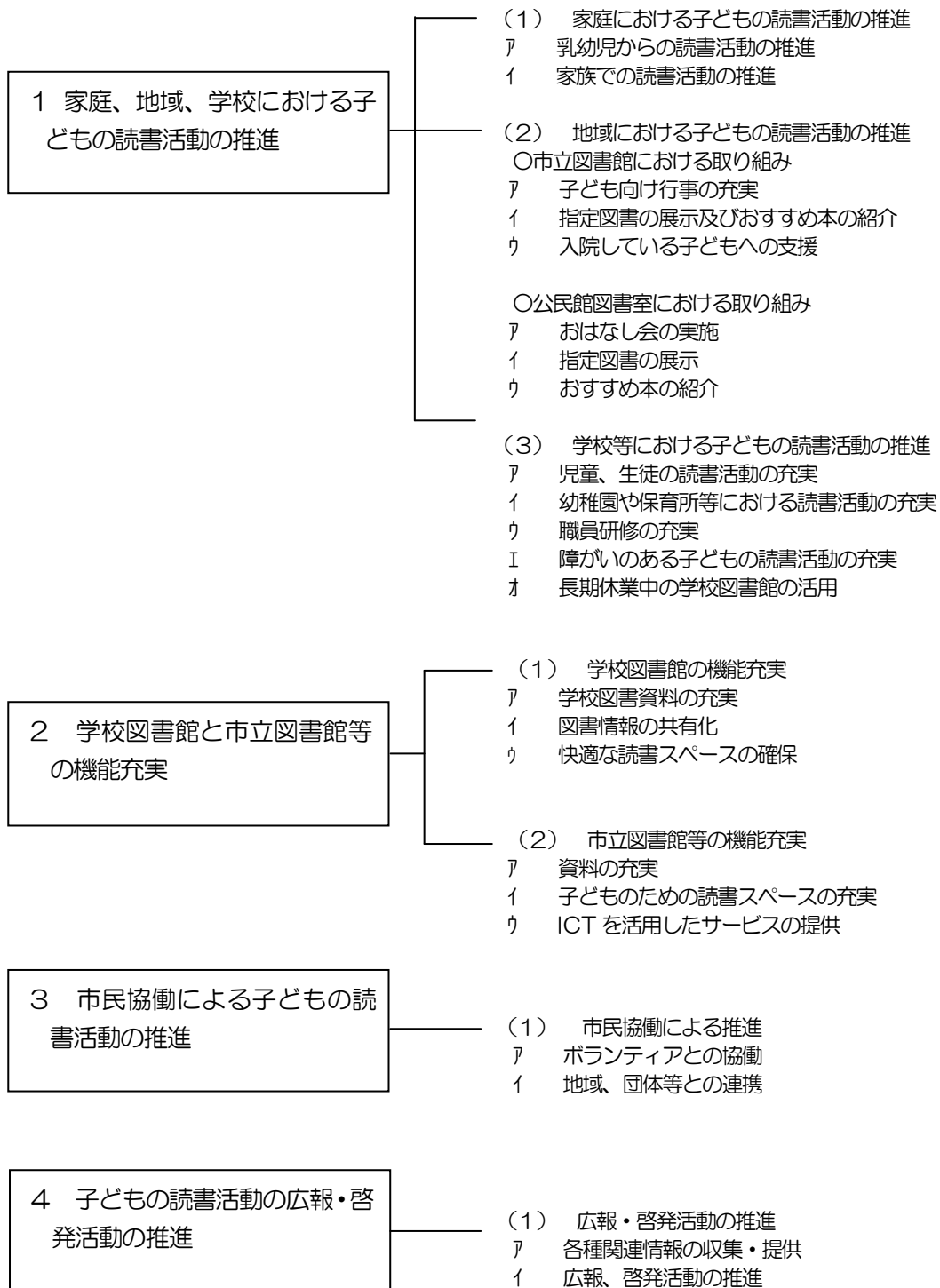
(2) 熊本県立図書館や近隣市町等との連携・協力

熊本県立図書館や熊本県点字図書館の協力等も得ながら、近隣市町や学校図書館協議会など関係する諸団体と連携し、情報交換を図りながら子どもの読書活動の推進に努めます。

第3章 子どもの読書活動の推進のための取り組み [計画の体系図]

【基本方針】

【推進への取り組み】



1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、生活の場の基本であり、子どもが日常生活を過ごすなかで自然に本に親しむことができる環境をつくることが重要です。

保護者が子どもの成長にあわせて読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするためのきっかけとなるよう、子ども向け良書の紹介や家族での読書活動の推進に取り組んでいきます。

ア 乳幼児期からの読書活動の推進

担当部署	市立図書館
概要	① 乳幼児向けの良書を紹介した冊子「このほんよんで」を赤ちゃんのいる家庭へ届けるなど、絵本を通じて親子が触れ合う大切さを伝えていきます。また、「このほんよんで」に掲載している本を以下の施設へ継続して配置するとともに、配置施設の拡充に努めます。 (配置先) 保健子ども課、子育て支援センター、市立幼稚園、子ども文化会館、児童館、小児科病床を有する公的病院、子どもの発達支援センター (配置予定施設) 市立保育園など ② 小学校低学年向けに良書を紹介した冊子「としょかんへおいでよ」を作成し、市内の小学校1年生に配布します。また、小学校中・高学年向けの冊子の作成に取り組みます。 ③ おはなしボランティアと協働して、乳幼児を対象としたおはなし会等の開催に努めます。
方向性	現在の内容を拡充していく。

イ 家族での読書活動の推進

担当部署	市立図書館、生涯学習推進課、指導課
概要	家族で図書館や地域文庫等に出かけることや、ともに読書することなど、家族と一緒に読書を楽しむ習慣をつくることを呼びかけ、家族での読書活動を推進していきます。
方向性	現在の内容を拡充していく。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

-市立図書館を核とした取り組み-

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところで本と親しむことができる環境をつくることが重要です。

このため、地域における子どもの読書活動の推進の中核を担う市立図書館や公民館図書室において、子どもが本と出会い親しむことができ、気軽に相談できる場所となるような環境の整備や、中学生・高校生等を引き付けるような多様な行事を開催するなど読書活動の普及・啓発に努めていきます。

○市立図書館における取り組み

ア 子ども向け行事の充実

担当部署	市立図書館
概要	子どもの発達段階に応じたおはなし会、紙芝居、人形劇など、多様な子ども向け行事を定期的に行います。
方向性	現在の内容を拡充していく。

担当部署	市立図書館、指導課
概要	中学生・高校生等の関心を引くような講演会やビブリオバトル(※1)等の多様な行事の開催に取り組みます。
方向性	現在の内容を拡充していく。

イ 指定図書の展示及びおすすめ本の紹介

担当部署	市立図書館
概要	① 読書感想文コンクール関係の指定図書、季節や各種イベント等に応じた本などを展示し、児童・生徒の利用を促します。 ② 図書館のホームページや「図書館だより」に新刊本・おすすめ本を掲載し、児童・生徒の利用を促します。
方向性	現在の内容を継続していく。

(※1)ビブリオバトル

自分が読んで好きになった本、おもしろいと思った本、みんなにも読んで欲しいと思った本を各自が持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションを行い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決める書評会のこと。

効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。

ウ 入院している子どもへの支援

担当部署	市立図書館
概要	① (再掲)小児科病床を有する公的病院に対して、「このほんよんで」に掲載されている絵本を配架します。 ② 病院で活動されるボランティア等へ絵本・児童書の団体貸出を行います。 ③ 病院からの依頼により、おはなしボランティア等を病院へ派遣します。
方向性	現在の内容を継続していく。

○公民館図書室における取り組み

ア おはなし会の実施

担当部署	公民館図書室
概要	定期的に、乳幼児向け、小学生向けなどのおはなし会を実施します。
方向性	現在の内容を継続していく。

イ 指定図書の展示

担当部署	公民館図書室
概要	読書感想文コンクール関係の指定図書や自由研究に役立つ本などを展示し、夏休みにおける児童・生徒の利用を促します。
方向性	現在の内容を継続していく。

ウ おすすめ本の紹介

担当部署	公民館図書室
概要	「公民館だより」「図書室だより」などに新刊本・おすすめ本を掲載し、児童・生徒の利用を促します。
方向性	現在の内容を継続していく。

(3) 学校、幼稚園や保育所等における子どもの読書活動の推進

学校、幼稚園や保育所等は、子どもの主体的、意欲的な読書習慣を培う場として、重要な役割を担っています。

このような場において、計画的、継続的に子どもの読書活動が推進されることは、子どもの読書に対する意欲の向上や読書習慣の確立、さらには言語能力の向上のためにとっても大切なことです。

そのため、学校においては、司書教諭や学校図書館司書業務補助員が核となった学校全体での読書活動の計画的な実施や、各教科等の授業における図書館の積極的な活用を進めるとともに、地域や家庭の協力を得ながら、子どもが学校でも家庭でも読書の時間を楽しみ、本にふれる機会が充実するような取り組みを進めていきます。

ア 児童・生徒の読書活動の充実

担当部署	指導課、学務課、市立図書館（学校図書館支援センター）
概要	① 読書の日常化を目指し、朝の読書活動や学級文庫等、児童・生徒が本に触れる機会を増やす活動を広げていきます。 ② 学校職員のみならず、PTAと連携したり、学校支援ボランティアの参加を呼びかけたりしながら、家庭での読書時間の確保や読み聞かせ等の活動を広げ、児童、生徒の本に対する興味、関心を高めていきます。 ③ 読書内容の質の向上のために、推薦図書の提示等、児童・生徒の選書の支援に取り組んでいきます。 ④ 市立図書館内の「学校図書館支援センター」による学校図書館の蔵書データベースや情報ネットワークの管理、図書物流システムの運営や図書を活用した授業支援等を行います。
方向性	現在の内容を拡充していく。

イ 幼稚園や保育所等における読書活動の充実

担当部署	指導課、保育幼稚園課
概要	保護者やボランティアの協力を得ながら、読み聞かせ活動等を充実し、子どもたちの読書への関心を高め、想像豊かに本を楽しむ素地を育む実践を進めていきます。
方向性	現在の内容を継続していく。

ウ 職員研修の充実

担当部署	市立図書館（学校図書館支援センター）、指導課、学務課
概要	① 司書が学校図書館を訪問し、選書や蔵書についての助言を行う。また、新任の学校図書館司書業務補助員に対して、図書の管理に関するパソコンの操作及び実務研修を実施します。 ② 学校全体での図書館教育充実のために、教職員と学校図書館司書業務補助員の連携が図れるように、図書主任会、学校図書館司書業務補助員連絡会等を実施します。
方向性	研修内容の充実を図っていく。

エ 障がいのある子どもの読書活動の充実

担当部署	市立図書館（学校図書館支援センター）、総合支援課
概要	① しかけ絵本、音が出る絵本、布絵本等の子どものニーズに応じた図書の充実に努めます。 ② 各学校からのリクエストに応じて、子どものニーズに応じた図書の貸出を行います。 ③ 障がいのある子どもの身近に本があるようにするとともに、読書の時間を確保したり、読み聞かせ等の活動を実施したりするなど、読書への関心を高めていきます。
方向性	現在の内容を継続していく。

オ 長期休業中の学校図書館の活用

担当部署	指導課、学務課
概要	子どもたちの読書の機会を拡充するために、長期休業中の学校図書館の開放を進めていきます。
方向性	現在の内容を拡充していく。

2 学校図書館と市立図書館等の機能充実

(1) 学校図書館の機能充実

学校図書館は、子どもたちにとって身近な読書活動の拠点として、自主的な読書活動や読書習慣を形成する上で、とても重要な役割を担っています。

そのために、学校図書館の資料の充実を図るとともに、学校図書館支援センターによる各種情報の提供や快適な読書スペースの確保等により、学校図書館の機能充実に取り組んでいきます。

ア 学校図書館資料の充実

担当部署	学務課、市立図書館（学校図書館支援センター）
概要	① 全学校の学校図書館図書標準達成に向け、計画的な蔵書の購入と更新を行います。 ② 学校からのリクエストに応じ、市立図書館や他校の資料を貸し出します。（リクエスト便） ③ 市立図書館が管理する物語図書のセットを学校図書館に貸し出します。（物語定期便） ④ 小学生向けの良書を紹介した冊子「としょかんへおいでよ」の掲載図書をセットで学校へ貸し出します。
方向性	現在の内容を拡充していく。

イ 図書情報の共有化

担当部署	市立図書館（学校図書館支援センター）
概要	① 子ども読書活動推進ホームページに、各学校の実践事例や各学校で作成した「図書館だより」を掲載し、各学校の取り組み状況等の情報の共有化を図っていきます。 ② 学校図書館支援センターから学校図書館に関する各種情報等の提供を行う「本の散歩」を発行します。
方向性	現在の内容を継続していく。

ウ 快適な読書スペースの確保

担当部署	市立図書館（学校図書館支援センター）、学務課
概要	① 各学校図書館を訪問し、配架、レイアウトの助言を行っていきます。 ② 学校図書館における図書の紹介、利用案内及び広報の充実に取り組んでいきます。
方向性	現在の内容を継続していく。

(2) 市立図書館等の機能充実

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動を楽しむ図書館等があり、そこに読みたい本や知りたい情報が整備されていることが重要です。

そのため、図書資料の充実を図るとともに、子どもたちのための読書スペースの充実等により市立図書館等の機能充実に取り組んでいきます。

ア 資料の充実

担当部署	市立図書館
概要	① 読書への動機づけになるような絵本、文学、伝記、雑誌を収集します。 ② 自然科学分野に興味や関心を抱かせる資料を収集します。 ③ 中学生・高校生等向けの図書や雑誌を収集します。 ④ 外国語の絵本や児童書を収集します。英語、中国語、韓国語など多様な外国語図書を収集するように努めます。 ⑤ 障がいのある子どもを対象として、「布の絵本」、「録音図書（CD）」を収集します。また、DVDは字幕入りを収集するように努めます。 ⑥ 指導者向けの児童書や子どもの読書活動に関する研究書の収集に努めます。 ⑦ 熊本の歴史、風土に関わる地域の伝説、民話、伝承遊びなど子ども向けの郷土資料を発掘し収集します。
方向性	現在の内容を継続していく。

イ 子どものための読書スペースの充実

担当部署	市立図書館
概要	① 子どもたちにとって居心地のいい読書スペースの提供に努めます。 ② 子どもたちの興味や関心を引くような図書の展示や紹介等に取り組みます。 ③ 子ども専用のカウンターを継続して設置し、読書相談、夏休みの自由研究、調べ学習等のレファレンス（※1）を行います。
方向性	現在の内容を拡充していく。

（※1）レファレンス

図書館利用者が、身近な疑問や知りたい情報などが分かる資料を探すお手伝いをするサービス

ウ ICTを活用したサービスの提供

担当部署	市立図書館
概要	① 子どもたちが読みたい本を見つけやすいようにホームページや館内の資料検索機の機能向上に取り組めます。 ② 電子書籍が急速に普及していることを踏まえ、積極的に情報収集しその対応を調査研究します。
方向性	現在の内容を拡充していく。

3 市民協働による子どもの読書活動の推進

(1) 市民協働による推進

子どもの読書活動の推進においては、ボランティア等との協働により、地域ぐるみで進めることが重要です。

このため、ボランティアの育成や活動体制の整備等を進めるとともに、地域での新たな活動機会等の提供に取り組み、市民協働による子どもの読書活動を推進します。

ア ボランティアとの協働

担当部署	市立図書館、公民館図書室
概要	① ボランティアと協働して、布絵本の作成、図書の修理や配架等を行います。 ② ボランティアと協働して、「おはなし会」「紙芝居」等の読書活動啓発行事を開催します。 ③ 各種養成講座を開催し、ボランティアを育成します。 ④ ボランティアの資質や能力の向上を目的として、講座、勉強会、研修会を開催します。 ⑤ ボランティアの主体的な活動や情報の共有ができる体制の整備を行います。 ⑥ 地域で開催されるおはなし会等へボランティアを紹介する等、地域での新たな活動機会や場所の提供に取り組みます。
方向性	現在の内容を拡充していく。

イ 地域、団体等との連携

担当部署	市立図書館
概要	① 地域文庫や家庭文庫等へ絵本や児童書の貸出を行い、子どもたちが本に触れ合う機会を提供します。また、貸出を行う団体等の拡充に努めます。 ② 地域で活動する団体やボランティアへ読み聞かせやおはなし会等に使用する布絵本、エプロンシアター、大型絵本・紙芝居等の資料を貸し出します。
方向性	現在の内容を継続していく。

4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

家庭・地域・学校等における子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の楽しさや必要性、重要性などについて、理解を広めることが重要です。

子どもたちをはじめ、地域社会全体で読書活動への取り組みの機運が高まり、地域ぐるみで子どもの読書活動を推進するために、効果的な啓発・広報活動を展開していきます。

ア 各種関連情報の収集・提供

担当部署	市立図書館、教育政策課
概要	① 「図書館だより」「図書館ホームページ」「市政だより」のほか、家庭向け教育情報誌「ウィズ・ユー」や子育て関連の情報誌等により、子どもに関する行事・イベント等の情報提供を行います。 ② 公民館図書室等のおはなし会の開催情報を「このほんよんで」の配布に併せて提供します。
方向性	現在の内容を継続していく

担当部署	公民館図書室
概要	「公民館だより」「公民館図書室だより」等により、子どもに関する行事・イベント等の情報提供を行います。
方向性	現在の内容を継続していく

担当部署	生涯学習推進課
概要	熊本市生涯学習情報システム「わくわく学習情報くまもと」を活用して子どもに関する行事・イベントや地域で活動する団体等の情報提供を行います。
方向性	現在の内容を継続していく

イ 広報、啓発活動の推進

担当部署	市立図書館
概要	① 「子ども読書の日」(4月23日)、「こどもの読書週間」(4月下旬から5月下旬にかけて約3週間)に、子どもを対象にした多様な行事を開催します。 ② 読書感想文コンクール、童話発表コンクール等の啓発事業を実施します。 ③ 学校等が行う職場体験、社会施設見学などを積極的に受け入れ、図書館の利用や読書への関心を高めます。
方向性	現在の内容を継続していく

担当部署	生涯学習推進課、市立図書館
概要	生涯学習関係機関連絡会議等を活用して、読書活動に関わる事業を啓発します。
方向性	現在の内容を継続していく

参考指標一覧

項目		基準値(※1)	目標値
1 休みの日に読書をする子どもの割合	小学生	67.8% (H26)	73.0% (H31)
	中学生	37.8% (H26)	42.0% (H31)
	高校生	18.6% (H26)	31.0% (H31)
2 「朝の読書」活動等を、1年を通じて実施している学校の割合	小学校	93.6% (H26)	100% (H31)
	中学校	92.9% (H26)	100% (H31)
3 学校図書館における児童・生徒一人当たりの貸出冊数(※2) 目標値(※3)は、第6次総合計画実施計画の目標値を再掲(目標年次：平成30年)	小学生	17.8冊 (H26)	16.5冊(※3) (H30)
	中学生	4.5冊 (H26)	5.5冊(※3) (H30)
4 推薦図書を定めている学校の割合 (推薦図書コーナー設置を含む)	小学校	63.8% (H26)	100% (H31)
	中学校	64.3% (H26)	100% (H31)
5 学校図書館図書標準の達成学校の割合	小学校	67.0% (H25)	100% (H30)
	中学校	73.8% (H25)	100% (H30)
6 市立図書館、分館、プラザ図書館、公民館図書室等の児童書蔵書冊数		441,150冊 (H25)	486,000冊 (H30)
7 市立図書館のおはなしボランティア登録者数(人)		125人 (H25)	170人 (H30)

(※1)参考指標の基準値について

①参考指標1～3:平成26年9月の調査結果を基準値とする。

②参考指標5～6:平成25年度末の実績を基準値とする。

(※2)学校図書館における4月～6月の3ヶ月間の個人平均貸出冊数

資料

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○熊本市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置の趣旨)

第1条 熊本市子ども読書活動推進計画を効果的に推進するため、熊本市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(検討及び協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 熊本市子ども読書活動推進計画の進行管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議の委員は、別表のとおりとする。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、座長が招集し、主宰する。

2 座長は、会議に必要があると認められるときは、関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局を熊本市立図書館に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

座長	市立図書館を所管する次長
委員	教育政策課長
	学務課長
	指導課長
	総合支援課長
	市立図書館長
	生涯学習推進課長
	保育幼稚園課長